

## ○北海道個人情報保護条例（平成6年3月31日条例第2号）【関係条文抜粋】

## （収集の制限）

- 第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- （1）法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
  - （2）本人の同意があるとき。
  - （3）出版、報道等により公にされているとき。
  - （4）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - （5）所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - （6）犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
  - （7）前各号に掲げる場合のほか、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- （1）個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - （2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - （3）利用目的を本人に明示することにより、道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - （4）収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- （1）法令等に定めがあるとき。
  - （2）犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
  - （3）審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

## （利用及び提供の制限）

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- （1）法令等の規定に基づくとき。
  - （2）本人の同意があるとき。
  - （3）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - （4）実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用するこ

とについて相当の理由があるとき。

(5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（委託に伴う措置）

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（職員等の義務）

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第57条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者から委託された個人情報取扱事務（公の施設の管理に係るものに限る。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であつたものが管理しているものを含む。次条第2項において同じ。）であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第58条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。